

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関  
 人事委員会事務局  
 監査委員事務局  
 警察本部長並びに警察本部及び警察署  
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第 1 項及び第 2 項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。</p> <p>（1） 物品取扱員、契約履行確認のための検査員、物品検収員及び災害の発生時等特別の事情がある場合における出納員補佐を命ずること。</p> <p>（2）～（24） [略]</p> <p>7～10 [略]</p> | <p>（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第 1 項及び第 2 項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員、物品検収員及び災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合における出納員補佐を命ずること。</u></p> <p>（2）～（24） [略]</p> <p>7～10 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |  |

附 則

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。